

島根県医療介護総合確保促進基金における地域勤務医師赴任 促進に関する支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づく都道府県計画に掲げる事業のうち、地域勤務医師赴任促進のための事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院及びへき地診療所

3 事業目的

医師が不足している過疎地域、離島の医療機関が新たに雇用した医師に対して県内勤務中における必要な研修を受けるための資金貸与等を行う場合に、これを支援することにより当該病院への円滑な赴任を促進する。

4 事業内容

医師の赴任を促進する経費の一部を県が補助する。

5 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

6 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

7 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 （平成30年4月1日医第263号）
この要綱は、平成30年4月1日から適用する。